

〔公益4〕大学連携、産学連携による教育支援等の振興及び推進

4-1 電子著作物相互利用の推進

<事業計画>

大学又は教員が作成した教育コンテンツの相互利用を本協会が定めた権利処理の手続きに基づき展開するため、文化庁の著作権管理委託事業を廃業し、電子著作物相互利用システムによる普及を強化する。また、eラーニングコンテンツの利用環境の改善を推進するため、著作権法の一部改正要望の実現に向けて文化庁と連携して活動を展開する。

<事業の実施結果>

「電子著作物相互利用事業委員会」を継続設置して、電子著作物相互利用システムの普及強化への対応と著作権法の一部改正要望の実現に向けて事業を展開した。

電子著作物相互利用事業委員会

7月31日に3名、平成28年3月18日に2名が出席し、2回開催し、次の二点について対応した。一つは、ICT活用教育の推進に向けた著作権法改正の必要性を説明するため、文化庁文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会のヒアリングに出席し、要望・提案を行った。二つは、電子著作物相互利用事業活発化に向けた利用者の拡大対策と相互利用システムの簡便化を行った。以下に、委員会の活動状況を報告する。

(1) 著作権法改正に向けた文化審議会への対応

① ヒアリングに向けた準備

eラーニングなどICT活用教育の推進にコンテンツの使用が著作権法上制約され、授業運営に支障が生じている問題を改善するため、平成25年12月に著作権法の改正要望を文化審議会に提出した。その後、26年度、27年度に亘り文化庁著作権課に改正に向けた協力を働きかけた結果、27年7月24日に文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会で関係団体及び関係大学等とヒアリングを受けることになった。ヒアリングに際しては、著作権課と7月3日と17日に打ち合わせを行い、次のような構成で資料を作成した。

- * ICT活用教育の果たす高等教育における教育上の意義
- * 大学におけるICT活用教育の現状と電子著作物の利用実態、とりわけ第三者コンテンツを教育利用する上で障害となっている問題点
- * ICT活用教育の推進に向けた著作物利用円滑化のための提案・要望、とりわけ異時での授業利用に対する自動公衆送信を可能とするための著作権法改正、教員間、教育機関間で行われる教材共有を促進するための著作権法改正、権利者側による著作権処理の集中管理体制

② 文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会でのヒアリング

ヒアリングは、教育の情報化推進に向けて新たな時代のニーズに対応した権利制限規定やライセンシング体制等の在り方について、関係団体及び関係大学等から提案・要望が行われた。

本協会では、著作権法第35条第2項について授業中での「同時利用」からeラーニングなど授業時間外の「異時利用」での自動公衆送信が認められるよう改正を要望

するとともに、著作権者の利益を不当に害さないよう大学として遵守すべき利用条件を明確にして組織で対応することを前提とした改正を主張した。これに関連して教員間、教育機関間での教材共有を促進するための著作権法の改正、著作物利用の円滑化に向けた著作権処理の集中管理・体制の充実も提案した。

審議会委員との主な意見交換では、eラーニングなど「異時利用」での自動公衆送信に関する本質的な意見交換には至らなかったが、32条のコンテンツを引用する判断基準の不明確さによる教育機関での利用が委縮している問題が指摘され、判断基準を明確化することの必要性や権利処理にどのようなコストがかかるのかなど質疑が行われた。本協会によるヒアリング説明の要旨は、平成27年度事業報告の附属明細書【2-8】を参照されたい。

③ 法制・基本問題小委員会のその後の動向

同委員会は、教育の情報化の推進について、権利者団体とのヒアリングを7月下旬に行い、9月30日まで委員会を継続したが、その後、11月から環太平洋パートナーシップ(TPP)への対応が入り、28年2月24日に「平成27年度法制・基本問題小委員会の審議の経過等について(案)」(平成27年度事業報告の附属明細書【2-8】を参照)として、教育機関、権利者団体からの意見を整理し、論点案が開示された。

それによると、授業での電子著作物の公衆送信に関しては権利制限規定により対応することの必要性・正当性に肯定的な意見が示されているが、現在関係者間で行われている著作権法の適切な運用に向けた協議や権利者団体によるライセンス体制構築に向けた取り組みも注視し、市場が形成されている分野への影響や補償請求権付与などの論点を含めて更に検討を深めていくことが適当としている。

問題は、市場が形成されている市販コンテンツの利用を権利制限することに権利者団体から強い反対の意見があるが、大学は市販コンテンツを対象外と考えており、権利制限規定を設けた後でガイドラインで対応すべきと考えている。第三者のコンテンツをサーバに置いて教育利用できるよう自動公衆送信に関する法改正を主張しているが、権利者団体による補償金制度等の取り扱いが優先されている感が否めない。

現在、国立大学協会、公立大学協会、私立大学団体連合会等の関係機関と利益団体との間で協議が続けられていることから、本協会としては団体連合会と連携しながら、法改正の働きかけを行うことにしている。

(2) 電子著作物相互利用事業の活発化への対応

- ① 事業への大学参加が68大学5短期大学、個人参加が千名程度にとどまっていることから、全国の大学に電子著作物相互利用事業の存在を伝え、事業参加への理解を促進し参加を増やすため、平成27年10月に国・公・私立の大学長宛に、下記の通り事業への参加を呼びかけ、各大学の教員が迅速にシステムを利用できるように学内の利用者を登録する管理者ID・パスワードを配布した。また、コンテンツ登録・利用の手順を簡便化するため、入力必須項目の削減、項目の優先順位の入れ替え、画面推移の削減など相互利用システムを改修した。
- ② 参加呼びかけの結果、5大学、3短期大学から参加申し込みがあった。その結果、

大学参加は73大学、10短期大学、個人参加は1,160名程度となった。問い合わせも含めて大学からの反応があったため、同様の方法で継続して呼びかけを行うことにした。なお、コンテンツの登録状況は、「ICT利用による教育改善研究発表会」や「教育改革ICT戦略大会」の発表者の内、84大学、5短期大学から117件のレジュメの登録、一般からは2件の登録があり、3,022件となっている。

公社私情協発第123号
平成27年10月29日

大 学 長 殿

公益社団法人 私立大学情報教育協会
会 長 向 殿 政 男

電子著作物相互利用事業へのご参加及び相互利用システムのご利用について(ご案内)

本協会では、大学又は教員の作成による教育用コンテンツや教育事例等のコンテンツをインターネット上で閲覧・相互利用する「電子著作物相互利用事業」を通じて教育水準の向上とコンテンツ利用に伴う著作権手続きの簡便化を目指しています。

本事業の参加対象は国立、公立、私立の大学・短期大学とし、参加費やシステム利用料は無料としております。この度、全国の大学に本事業をご周知いただき、事業参加への利用手続きを省略化し先生方が迅速にシステムを利用できるよう、下記の通り大学ごとの管理用ID・パスワードを配布することにいたしました。

つきましては、貴学の教務部門、教育支援部門、FD関連部門にご案内いただきますようお願い申し上げます。詳細は別紙の「電子著作物相互利用事業について」及び裏面の「教育コンテンツ相互利用システムの利用方法」をご覧ください。

記

大学名 : *****
大学管理者ID : *****
大学管理者パスワード : *****

なお、「教育コンテンツ相互利用システムの利用方法」は、平成27年度事業報告の附属明細書【2-8】を参照されたい。

コンテンツの登録・利用

